# 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成5年5月21日 | 証取法第125条第1項、第2項等<br>（相場操縦）<br><br><br><br>証取法第27条の23第1項等<br>（大量保有報告書の不提出） | ① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。<br><br>（嫌疑者）不動産会社社長<br>金融業者役員<br><br>② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。<br><br>（嫌疑者）不動産会社社長 | ①につき<br>平成6年10月3日（東京地裁）<br>不動産会社社長<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>金融業者役員<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>（いずれも確定）<br><br>②につき<br>不動産会社社長　不起訴 |
| 2 | 平成6年5月17日 | 証取法第197条第1号の2<br>同法第207条第1項等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>当該会社役員 | 平成13年9月28日（東京地裁）<br>同社社長　懲役1年8月<br>同社役員　懲役1年2月<br>平成15年11月13日（東京高裁）<br>同社役員　懲役1年2月（執行猶予3年）<br>平成15年11月18日（東京高裁）<br>同社社長　懲役1年8月（執行猶予4年）<br>（いずれも確定） |
| 3 | 平成6年10月14日 | 証取法第166条第1項、第3項<br>同法第200条第6号等<br>（内部者取引） | 日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役職員<br>取引先職員<br>医師（第一次情報受領者） | 平成6年12月20日（大阪簡裁）<br>会社役職員<br>取引先職員24名<br>罰金20～50万円（略式命令）<br>平成8年5月24日（大阪地裁）<br>医師　罰金30万円<br>平成9年10月24日（大阪高裁）<br>医師　原判決破棄　地裁へ差戻し<br>平成11年2月16日（最高裁）<br>医師　原判決破棄　高裁へ差戻し<br>平成13年3月16日（大阪高裁）<br>医師　控訴棄却<br>平成16年1月13日（最高裁）<br>医師　上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 4 | 平成7年2月10日 | 証取法第166条第1項<br>同法第207条第1項等<br>（内部者取引） | 新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）取引銀行<br>同行役職員<br>取引先<br>同社職員 | 平成7年3月24日（東京簡裁）<br>取引銀行　罰金50万円<br>同行役職員2名　罰金20～50万円<br>取引先、同社職員　罰金30万円（略式命令）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 平成7年6月23日 | 証取法第158条<br>同法第197条第9号<br>(風説の流布) | テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。<br><br>(嫌疑者)当該会社社長 | 平成8年3月22日(東京地裁)<br>懲役1年4月(執行猶予3年)<br>(確定) |
| 6 | 平成7年12月22日 | 証取法第50条の3第1項<br>同法第207条第1項等<br>(損失補塡) | 千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補塡及び利益の追加を行った。<br><br>(嫌疑者)証券会社<br>当該会社社長<br>当該会社役職員<br>顧客 | 平成8年2月19日(東京簡裁)<br>同社社長<br>同社役職員4名<br>罰金30～50万円(略式命令)<br>平成8年12月24日(東京地裁)<br>証券会社 罰金1,500万円<br>同社役員 懲役6月(執行猶予2年)<br>(いずれも確定) |
| 7 | 平成8年8月2日 | 証取法第166条第1項、第2項<br>同法第200条第6号<br>(内部者取引) | 日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)割当先監査役(弁護士) | 平成9年7月28日(東京地裁)<br>懲役6月(執行猶予3年)<br>追徴金約2,621万円<br>平成10年9月21日(東京高裁)<br>原判決破棄 地裁へ差戻し<br>平成11年6月10日(最高裁)<br>原判決破棄 高裁へ差戻し<br>平成12年3月24日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>(確定) |
| 8 | 平成9年1月17日 | 証取法第158条<br>同法第197条第9号<br>(風説の流布) | 特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。<br><br>(嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業) | 平成9年1月30日(東京簡裁)<br>罰金50万円(略式命令)<br>(確定) |
| 9 | 平成9年4月8日 | 証取法第166条第1項<br>同法第207条第1項等<br>(内部者取引) | ㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社会長<br>当該会社役員<br>関連会社 | 平成9年5月1日(名古屋簡裁)<br>同社役員4名及び関連会社<br>罰金50万円(略式命令)<br>平成9年9月30日(名古屋地裁)<br>同社会長 懲役6月(執行猶予3年)<br>(いずれも確定) |
| 10 | 平成9年4月25日 | 証取法第166条第3項<br>同法第200条第6号等<br>(内部者取引) | シントム㈱の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)割当先社長<br>割当先会社等 | 平成9年5月27日(東京簡裁)<br>割当先社長及び割当先会社等<br>罰金30万円(略式命令)<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 平成 9 年<br>5 月 13 日 | 証取法第 50 条の 3 第 1 項<br>同法第 207 条第 1 項等<br>（損失補塡） | 野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補塡を行った。顧客は、損失補塡を要求。<br><br>（嫌疑者）証券会社<br>当該会社社長<br>当該会社役員<br>顧客 | 平成 11 年 1 月 20 日（東京地裁）<br>証券会社　罰金 1 億円<br>同社社長、同社役員Ａ<br>懲役 1 年（執行猶予 3 年）<br>同社役員Ｂ　懲役 8 月（執行猶予 3 年）<br>平成 11 年 4 月 21 日（東京地裁）<br>顧客　懲役 9 月<br>追徴金約 6 億 9,363 万円<br>（いずれも確定）<br>（注）山一、日興、大和證券関連と共に一括審理 |
| 12 | 平成 9 年<br>9 月 17 日 | 証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項<br>同法第 207 条第 1 項等<br>（損失補塡） | 山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補塡及び利益の追加を行った。顧客は、損失補塡を要求。<br><br>（嫌疑者）証券会社<br>当該会社社長<br>当該会社副社長<br>当該会社役職員<br>顧客 | 平成 10 年 7 月 17 日（東京地裁）<br>証券会社　罰金 8,000 万円<br>同社役員Ａ　懲役 10 月（執行猶予 2 年）<br>平成 10 年 9 月 30 日（東京地裁）<br>同社副社長　懲役 1 年（執行猶予 3 年）<br>平成 10 年 11 月 6 日（東京地裁）<br>同社職員　懲役 10 月（執行猶予 2 年）<br>同社役職員 2 名　懲役 8 月（執行猶予 2 年）<br>平成 11 年 4 月 21 日（東京地裁）<br>顧客　懲役 9 月　追徴金約 6 億 9,363 万円<br>（注）11 号事件と一括審理<br>平成 11 年 6 月 24 日（東京地裁）<br>同社役員Ｂ　懲役 10 月（執行猶予 3 年）<br>平成 12 年 3 月 28 日（東京地裁）<br>同社社長　懲役 2 年 6 月<br>平成 13 年 10 月 25 日（東京高裁）<br>同社社長　懲役 3 年（執行猶予 5 年）<br>（いずれも確定） |
| 13 | 平成 9 年<br>10 月 21 日 | 証取法第 50 条の 3 第 1 項<br>同法第 207 条第 1 項等<br>（損失補塡） | 日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補塡を行った。顧客は、損失補塡を要求。<br><br>（嫌疑者）証券会社<br>当該会社副社長<br>当該会社役職員<br>顧客 | 平成 10 年 9 月 21 日（東京地裁）<br>証券会社　罰金 1,000 万円<br>同社副社長、同社職員<br>懲役 10 月（執行猶予 3 年）<br>同社役員 2 名<br>懲役 1 年（執行猶予 3 年）<br>平成 11 年 4 月 21 日（東京地裁）<br>顧客　懲役 9 月　追徴金約 6 億 9,363 万円<br>（注）11 号事件と一括審理<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 14 | 平成9年10月23日 | 証取法第50条の3第1項<br>同法第207条第1項等<br>(損失補塡) | 山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補塡を行った。<br><br>(嫌疑者)証券会社<br>当該会社社長<br>当該会社副社長<br>当該会社役職員 | 平成10年7月17日(東京地裁)<br>証券会社　罰金8,000万円<br>同社役員A　懲役10月(執行猶予2年)<br>平成10年9月30日(東京地裁)<br>同社副社長　懲役1年(執行猶予3年)<br>平成10年11月6日(東京地裁)<br>同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年)<br>平成11年1月29日(東京地裁)<br>同社役員B　懲役10月(執行猶予3年)<br>平成11年6月24日(東京地裁)<br>同社役員C　懲役10月(執行猶予3年)<br>平成12年3月28日(東京地裁)<br>同社社長　懲役2年6月<br>平成13年10月25日(東京高裁)<br>同社社長　懲役3年(執行猶予5年)<br>(いずれも確定) |
| 15 | 平成9年10月28日 | 証取法第50条の3第1項、第2項<br>同法第207条第1項等<br>(損失補塡) | 大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補塡を行った。顧客は、損失補塡を要求。<br><br>(嫌疑者)証券会社<br>当該会社副社長<br>当該会社役職員<br>顧客 | 平成10年10月15日(東京地裁)<br>証券会社　罰金4,000万円<br>同社副社長　懲役1年(執行猶予3年)<br>同社役職員3名　懲役10月(執行猶予3年)<br>同社役職員2名　懲役8月(執行猶予3年)<br>平成11年4月21日(東京地裁)<br>顧客　懲役9月　追徴金約6億9,363万円<br>(注)11号事件と一括審理<br>(いずれも確定) |
| 16 | 平成10年3月9日 | 証取法第50条の3第1項<br>同法第207条第1項等<br>(損失補塡) | 日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益の追加を行った。<br><br>(嫌疑者)証券会社<br>当該会社副社長<br>当該会社役員 | 平成10年9月21日(東京地裁)<br>証券会社　罰金1,000万円<br>同社副社長、同社役員<br>懲役1年(執行猶予3年)<br>(いずれも確定) |
| 17 | 平成10年3月20日 | 証取法第197条第1号<br>同法第207条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | 山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>(嫌疑者)証券会社<br>当該会社会長<br>当該会社社長<br>当該会社副社長 | 平成12年3月28日(東京地裁)<br>同社会長　懲役2年6月　(執行猶予5年)<br>同社社長　懲役2年6月<br>平成13年10月25日(東京高裁)<br>同社社長　懲役3年(執行猶予5年)<br>(いずれも確定) |
| 18 | 平成10年5月29日 | 証取法第167条第1項<br>同法施行令第31条<br>同法第200条第6号等<br>(内部者取引) | トーソク㈱の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)親会社役員 | 平成10年8月26日(横浜簡裁)<br>罰金50万円(略式命令)<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 19 | 平成10年7月6日 | 証取法第166条第3項<br>同法第200条第6号等<br>(内部者取引) | 大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)関連会社役員<br>関連会社職員の親族 | 平成10年7月17日(東京簡裁)<br>関連会社職員の親族<br>罰金50万円(略式命令)<br>平成10年11月10日(東京地裁)<br>関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年)<br>罰金50万円<br>(いずれも確定) |
| 20 | 平成10年10月30日 | 証取法第166条第1項<br>同法第200条第6号等<br>(内部者取引) | 日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)合併相手先役員<br>証券会社職員 | 平成11年3月19日(東京地裁)<br>証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年)<br>罰金50万円<br>平成12年3月28日(東京地裁)<br>合併相手先役員 懲役6月<br>罰金50万円<br>平成12年11月20日(東京高裁)<br>合併相手先役員 控訴棄却<br>平成15年12月3日(最高裁)<br>合併相手先役員 上告棄却<br>(いずれも確定) |
| 21 | 平成10年12月17日 | 証取法第166条第1項<br>同法第198条第15号等<br>(内部者取引) | トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)取引先役員<br>同部下職員 | 平成11年2月15日(東京簡裁)<br>部下職員 罰金50万円(略式命令)<br>平成11年4月13日(東京地裁)<br>取引先役員 懲役1年<br>罰金200万円<br>平成11年10月29日(東京高裁)<br>取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>(いずれも確定) |
| 22 | 平成11年2月10日 | 証取法第166条第3項<br>同法第198条第15号等<br>(内部者取引) | トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)取引先役員<br>同業他社社長 | 平成11年4月13日(東京地裁)<br>取引先役員 懲役1年<br>罰金200万円<br>同業他社社長 懲役10月<br>罰金200万円<br>平成11年10月29日(東京高裁)<br>取引先役員<br>懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>同業他社社長<br>懲役1年2月(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>(いずれも確定)<br>(注)21号事件と一括審理 |
| 23 | 平成11年3月4日 | 証取法第159条第1項、第2項<br>同法第197条等<br>(相場操縦) | 昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。<br><br>(嫌疑者)金融業者<br>金融業者役員 | 平成11年6月24日(大阪地裁)<br>金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年)<br>金融業者 罰金400万円<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 24 | 平成11年6月30日 | 証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該銀行<br>当該銀行頭取<br>当該銀行副頭取 | 平成14年9月10日（東京地裁）<br>同行頭取　懲役3年（執行猶予4年）<br>同行副頭取2名　懲役2年（執行猶予3年）<br>平成17年6月21日（東京高裁）<br>いずれも控訴棄却<br>平成20年7月18日（最高裁）<br>いずれも原判決破棄　無罪<br>（いずれも確定） |
| 25 | 平成11年8月13日 | 証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該銀行<br>当該銀行会長<br>当該銀行頭取<br>当該銀行副頭取<br>当該銀行役員 | 平成16年5月28日（東京地裁）<br>同行会長　懲役1年4月（執行猶予3年）<br>同行頭取　懲役1年（執行猶予3年）<br>同行副頭取　懲役1年（執行猶予3年）<br>平成19年3月14日（東京高裁）<br>いずれも控訴棄却<br>平成21年12月7日（最高裁）<br>いずれも原判決を破棄　東京高裁に差戻<br>平成23年8月30日（東京高裁）<br>いずれも原判決破棄　無罪<br>（いずれも確定） |
| 26 | 平成11年12月3日 | 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項同法第197条第8号（相場操縦） | ㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。<br><br>（嫌疑者）会社社長<br>会社役員 | 平成12年5月19日（横浜地裁）<br>会社社長　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（確定） |
| 27 | 平成11年12月27日 | 証取法第198条第4号等（虚偽の半期報告書の提出） | ㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社副社長<br>証券会社会長 | 平成14年9月12日（東京地裁）<br>同社副社長　懲役7年　罰金6,000万円<br>当該会社　罰金1,000万円<br>平成15年8月11日（東京高裁）<br>いずれも控訴棄却<br>（いずれも確定） |
| 28 | 平成12年1月31日 | 証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>当該会社役員 | 平成13年1月30日（横浜地裁）<br>同社社長　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（確定） |
| 29 | 平成12年3月21日 | 証取法第158条<br>同法第197条第6号等（偽計） | クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社役職員 | 平成12年3月22日（東京簡裁）<br>同社役職員2名　罰金30万円（略式命令）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 30 | 平成12年3月22日 | 証取法第158条<br>同法第197条第6号等<br>(偽計) | クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社会長 | 平成14年10月10日(東京地裁)<br>同社会長 懲役3年 罰金6,400万円<br>平成15年11月10日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成18年11月20日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |
| 31 | 平成12年5月26日 | 証取法第166条第3項<br>同法第198条第15号等<br>(内部者取引) | ㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)取引先役員 | 平成12年7月19日(東京地裁)<br>懲役8月(執行猶予3年)<br>罰金100万円 追徴金約448万円<br>(確定) |
| 32 | 平成12年11月28日 | 証取法第166条第3項<br>同法第198条第15号等<br>(内部者取引) | ㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社役員の姉 | 平成12年11月28日(東京簡裁)<br>罰金50万円(略式命令)<br>追徴金約158万円<br>(確定) |
| 33 | 平成12年12月4日 | 証取法第158条等<br>同法第197条第1項第5号等<br>(風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出) | ㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。<br><br>(嫌疑者)会社役員等 | 平成12年12月4日(東京簡裁)<br>会社役員ら3名 罰金50万円(略式命令)<br>平成14年11月8日(東京地裁)<br>会社役員 懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金600万円<br>(いずれも確定) |
| 34 | 平成12年12月4日 | 証取法第27条の23第1項<br>同法第198条第5号<br>(大量保有報告書の不提出) | 会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成14年11月8日(東京地裁)<br>懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円<br>(確定) |
| 35 | 平成13年3月12日 | 証取法第166条第1項<br>同法第198条第15号等<br>(内部者取引) | 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)提携先社員(公認会計士) | 平成13年5月29日(東京地裁)<br>懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円<br>追徴金約1,414万円<br>(確定) |
| 36 | 平成13年4月27日 | 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号<br>同法第197条第1項第5号<br>(相場操縦) | アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。<br><br>(嫌疑者)会社社長 | 平成14年9月12日(名古屋地裁)<br>懲役1年6月(執行猶予3年)<br>追徴金約2,818万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 37 | 平成13年12月20日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>当該会社副社長<br>当該会社常務<br>当該会社社員 | 平成14年10月8日（大阪地裁）<br>同社社長　懲役2年（執行猶予3年）<br>同社副社長　懲役1年（執行猶予3年）<br>同社常務　懲役10月（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |
| 38 | 平成14年3月20日 | 証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号<br>同法第197条第1項第7号等<br>（相場操縦） | 志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。<br><br>（嫌疑者）会社役員等 | 平成15年7月30日（東京地裁）<br>会社役員A　懲役2年（執行猶予3年）<br>追徴金約1億1,395万円<br>平成15年11月11日（東京地裁）<br>無職C　懲役2年（執行猶予3年）<br>追徴金約1億2,080万円<br>会社役員B　懲役2年（執行猶予3年）<br>追徴金約1億2,080万円<br>平成16年7月14日（東京高裁）<br>会社役員B　控訴棄却<br>平成19年3月29日（最高裁）<br>会社役員B　上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 39 | 平成14年3月26日 | 証取法第166条第1項<br>同法第198条第18号等<br>（内部者取引） | ㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員 | 平成14年10月16日（東京地裁）<br>懲役8月（執行猶予3年）　罰金100万円<br>追徴金約922万円<br>（確定） |
| 40 | 平成14年6月7日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）公認会計士 | 平成14年6月10日(大阪簡裁)<br>公認会計士2名　罰金50万円（略式命令）<br>（いずれも確定）<br>公認会計士1名（大阪地裁）<br>死亡による公訴棄却 |
| 41 | 平成14年6月28日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社会長<br>当該会社役員 | 平成15年3月13日（大阪地裁）<br>同社会長　懲役2年6月<br>平成15年3月31日（大阪地裁）<br>同社役員　懲役3年6月<br>平成15年9月16日（大阪高裁）<br>同社会長　控訴棄却<br>平成16年1月16日（最高裁）<br>同社会長　上告棄却<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 42 | 平成14年6月28日 | 証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引） | コカ･コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ･コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）銀行員（契約締結先）等 | 平成 15 年 5 月 2 日（東京地裁）<br>銀行員　懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）<br>罰金 80 万円　追徴金約 400 万円<br>医師　懲役 10 月（執行猶予 3 年）<br>罰金 50 万円　追徴金約 400 万円<br>平成 15 年 11 月 28 日（東京高裁）<br>医師　控訴棄却<br>平成 16 年 5 月 31 日（最高裁）<br>医師　上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 43 | 平成14年6月28日 | 証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引） | 三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者等 | 平成 15 年 5 月 2 日（東京地裁）<br>銀行員　懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）<br>罰金 80 万円　追徴金約 400 万円<br>医師　懲役 10 月（執行猶予 3 年）<br>罰金 50 万円　追徴金約 400 万円<br>平成 15 年 11 月 28 日（東京高裁）<br>医師　控訴棄却<br>平成 16 年 5 月 31 日（最高裁）<br>医師　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注)42 号事件と一括審理 |
| 44 | 平成14年7月31日 | 証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引） | ㈱光通信が㈱クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 平成 15 年 2 月 28 日（東京地裁）<br>懲役 1 年（執行猶予 3 年）　罰金 100 万円<br>追徴金約 1,048 万円<br>（確定） |
| 45 | 平成14年9月6日 | 証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社会長<br>当該会社役員 | 平成 15 年 3 月 13 日（大阪地裁）<br>同社会長　懲役 2 年 6 月<br>平成 15 年 3 月 31 日（大阪地裁）<br>同社役員　懲役 3 年 6 月<br>平成 15 年 9 月 16 日（大阪高裁）<br>同社会長　控訴棄却<br>平成 16 年 1 月 16 日（最高裁）<br>同社会長　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>(注)41 号事件と一括審理 |
| 46 | 平成14年11月29日 | 証取法第 158 条<br>同法第 197 条第 1 項第 7 号（風説の流布及び偽計） | ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。<br><br>（嫌疑者）当該株券取引者 | 平成 15 年 3 月 28 日（広島簡裁）<br>罰金 30 万円　追徴金 36 万 6 千円<br>（略式命令）<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 47 | 平成14年12月16日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出） | ㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社会長 | 平成15年7月14日（東京地裁）<br>同社会長　懲役2年<br>（確定） |
| 48 | 平成14年12月19日 | 証取法第167条第1項等<br>（内部者取引） | ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員 | 平成15年9月10日（東京地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円　追徴金約921万円<br>（確定） |
| 49 | 平成14年12月26日 | 証取法第158条<br>同法第197条第1項等<br>（偽計） | ㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社会長 | 平成15年7月14日（東京地裁）<br>同社会長　懲役2年<br>（確定）<br>(注)47号事件と一括審理 |
| 50 | 平成15年2月13日 | 証取法第167条第1項等<br>（内部者取引） | コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社職員等 | 平成15年7月3日（大阪地裁）<br>会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円　追徴金290万円<br>職員知人　懲役1年（執行猶予3年）<br>罰金80万円　追徴金約210万円<br>（いずれも確定） |
| 51 | 平成15年2月20日 | 証取法第167条第1項等<br>（内部者取引） | コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社職員等 | 平成15年7月3日(大阪地裁)<br>会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円　追徴金290万円<br>(注)50号事件と一括審理<br>職員実弟　懲役1年（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>追徴金約545万円<br>（いずれも確定） |
| 52 | 平成15年3月24日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社会長<br>当該会社専務<br>当該会社常務 | 平成15年9月17日（東京地裁）<br>同社専務　懲役2年（執行猶予3年）<br>平成15年12月11日（東京地裁）<br>同社常務　懲役4年<br>平成16年7月29日（東京高裁）<br>同社常務　控訴棄却<br>平成16年10月7日（東京地裁）<br>同社会長　懲役8年<br>平成17年9月28日（東京高裁）<br>同社会長　控訴棄却<br>平成18年7月3日（最高裁）<br>同社会長　上告棄却<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 53 | 平成15年5月28日 | 証取法第167条第1項等（内部者取引） | ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員 | 平成15年10月21日（東京地裁）<br>懲役1年2月（執行猶予3年）<br>罰金70万円　追徴金約891万円<br>（確定） |
| 54 | 平成15年7月16日 | 証取法第166条第2項第1号等（内部者取引） | ㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社職員 | 平成16年1月30日（横浜地裁）<br>懲役1年2月（執行猶予3年）<br>罰金80万円　追徴金約845万円<br>（確定） |
| 55 | 平成15年7月25日 | 証取法第159条第1項第3号等（相場操縦） | 大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）㈱大阪証券取引所<br>同取引所副理事長<br>証券会社<br>証券会社代表取締役 | 平成17年2月17日（大阪地裁）<br>同取引所副理事長　無罪<br>平成18年10月6日（大阪高裁）<br>同取引所副理事長<br>懲役1年（執行猶予3年）<br>平成19年7月12日（最高裁）<br>同取引所副理事長　上告棄却<br>（確定） |
| 56 | 平成15年7月30日 | 証取法第167条第1項等（内部者取引） | ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長） | 平成15年10月30日（東京地裁）<br>懲役1年2月（執行猶予3年）<br>罰金80万円　追徴金約936万円<br>（確定） |
| 57 | 平成15年11月14日 | 証取法第166条第3項等（内部者取引） | ㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成16年8月3日（名古屋地裁）<br>懲役10月（執行猶予3年）<br>罰金80万円　追徴金約1,105万円<br>（確定） |
| 58 | 平成16年2月24日 | 証取法第159条第1項第1号等（相場操縦） | ㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）当該会社社長等 | 平成17年2月8日（東京地裁）<br>会社役員A　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>追徴金3億1,082万円<br>同社役員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>追徴金3億1,082万円<br>会社役員B　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>追徴金3億1,082万円<br>平成17年3月11日（東京地裁）<br>同社社長　懲役3年（執行猶予5年）<br>追徴金3億1,082万円<br>平成17年9月7日（東京高裁）<br>会社役員B　控訴棄却<br>平成19年2月20日（最高裁）<br>会社役員B　上告棄却<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 59 | 平成16年2月27日 | 証取法第166条第3項等（内部者取引） | 大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 平成16年5月27日（名古屋地裁）<br>懲役10月（執行猶予3年）<br>罰金80万円<br>（確定） |
| 60 | 平成16年3月29日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出） | ㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、<br>また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>会社役員<br>公認会計士 | 平成17年3月4日（東京地裁）<br>会社役員C 懲役1年6月（執行猶予3年）<br>平成17年3月11日（東京地裁）<br>同社社長 懲役3年（執行猶予5年）<br>追徴金3億1,082万円<br>（注）58号事件と一括審理<br>平成18年3月24日（東京地裁）<br>公認会計士 懲役2年（執行猶予4年）<br>平成19年7月11日（東京高裁）<br>公認会計士 控訴棄却<br>平成22年5月31日（最高裁）<br>公認会計士 上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 61 | 平成16年5月31日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | ㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成16年9月3日（大阪地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円 追徴金約945万円<br>（確定） |
| 62 | 平成16年6月22日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社役員 | 平成17年5月13日（大阪地裁）<br>同社役員A 懲役2年（執行猶予4年）<br>平成17年5月20日（大阪地裁）<br>同社役員B 懲役2年（執行猶予5年）<br>平成17年7月12日（大阪地裁）<br>同社役員C 懲役2年6月（執行猶予5年）<br>平成18年4月18日（大阪地裁）<br>同社役員D 懲役6年<br>平成20年1月15日（大阪高裁）<br>同社役員D 控訴棄却<br>平成22年6月4日（最高裁）<br>同社役員D 上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 63 | 平成16年6月24日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | ㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社役員<br>会社役員 | 平成17年7月22日（東京地裁）<br>会社役員A 懲役1年2月（執行猶予3年）<br>罰金80万円 追徴金655万円<br>平成17年10月19日（東京地裁）<br>同社役員 懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円 追徴金1,000万円<br>平成18年2月2日（東京高裁）<br>会社役員A 控訴棄却<br>平成18年4月26日（最高裁）<br>会社役員A 上告棄却<br>（いずれも確定）<br>会社役員B 死亡による公訴棄却 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 64 | 平成16年11月2日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | ㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社長 | 平成17年5月2日（大阪地裁）<br>懲役3年6月<br>罰金200万円<br>平成17年10月14日（大阪高裁）<br>控訴棄却<br>平成18年2月20日（最高裁）<br>上告棄却<br>（確定） |
| 65 | 平成16年11月19日 | 証取法第158条<br>同法第197条第1項第7号等<br>（風説の流布及び偽計） | ㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長 | 平成17年5月2日（大阪地裁）<br>同社社長　懲役3年6月　罰金200万円<br>当該会社　罰金500万円<br>平成17年10月14日（大阪高裁）<br>同社社長　控訴棄却<br>当該会社　控訴棄却<br>平成18年2月20日（最高裁）<br>同社社長　上告棄却<br>(注)64号事件と一括審理<br>当該会社　上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 66 | 平成16年11月30日 | 証取法第159条第2項第1号等<br>（相場操縦） | 真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 平成17年12月9日（釧路地裁）<br>懲役1年6月　（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>（確定） |
| 67 | 平成16年12月9日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長 | 平成17年5月2日（大阪地裁）<br>同社社長　懲役3年6月　罰金200万円<br>当該会社　罰金500万円<br>平成17年10月14日（大阪高裁）<br>同社社長　控訴棄却<br>当該会社　控訴棄却<br>平成18年2月20日（最高裁）<br>同社社長　上告棄却<br>(注)64号事件及び65号事件と一括審理<br>当該会社　上告棄却<br>(注)65号事件と一括審理<br>（いずれも確定） |
| 68 | 平成17年1月26日 | 証取法第166条第2項等<br>（内部者取引） | ㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に㈱シーエスケイコミュニケーションズ株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員等 | 平成18年8月10日（東京地裁）<br>会社役員　懲役1年2月（執行猶予3年）<br>罰金20万円　追徴金約310万円<br>上記役員が経営する会社<br>罰金100万円<br>追徴金約851万円<br>（いずれも確定） |
| 69 | 平成17年3月14日 | 証取法第167条第1項等<br>（内部者取引） | コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）国家公務員 | 平成17年10月28日（東京地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金90万円　追徴金約1,373万円<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 70 | 平成17年3月22日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | 南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社役員等 | 平成17年6月27日（大阪地裁）<br>同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金80万円　追徴金約625万円<br>役員妻　懲役1年（執行猶予3年）<br>罰金50万円　追徴金約625万円<br>（いずれも確定） |
| 71 | 平成17年3月22日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | 西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社等 | 平成17年10月27日（東京地裁）<br>会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>当該会社　罰金2億円<br>（いずれも確定） |
| 72 | 平成17年3月22日 | 証取法第166条第2項等（内部者取引） | 西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員等 | 平成17年10月27日（東京地裁）<br>会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>(注)71号事件と一括審理<br>親会社　罰金1億5,000万円<br>（いずれも確定） |
| 73 | 平成17年6月10日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）業務委託契約先社員 | 平成18年7月7日（東京地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金50万円　追徴金658万円<br>（確定） |
| 74 | 平成17年6月20日 | 証取法第159条第1項等（相場操縦） | 日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）個人投資家 | 平成19年12月21日（東京地裁）<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>追徴金約1,166万円<br>平成21年3月26日（東京高裁）<br>控訴棄却<br>平成22年12月13日（最高裁）<br>上告棄却<br>（確定） |
| 75 | 平成17年8月17日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>当該会社役員 | 平成18年3月27日（東京地裁）<br>同社社長　懲役2年（執行猶予3年）<br>同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |
| 76 | 平成17年9月30日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | 公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）公認会計士 | 平成18年8月9日（東京地裁）<br>公認会計士A　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>公認会計士B　懲役1年（執行猶予3年）<br>公認会計士C　懲役1年（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 77 | 平成17年11月15日 | 証取法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | ㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成18年7月19日(大阪地裁)<br>懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金200万円 追徴金約4,924万円<br>(確定) |
| 78 | 平成18年2月10日 | 証取法第158条<br>同法第197条第1項第7号<br>(風説の流布及び偽計) | ㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社子会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社役員(2名)<br>会社役員 | 平成19年3月16日(東京地裁)<br>同社代表取締役 懲役2年6月<br>平成19年3月22日(東京地裁)<br>同社役員A 懲役1年8月<br>同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年)<br>会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)<br>(注)いずれも82号事件と一括審理<br>平成19年3月23日(東京地裁)<br>当該会社 罰金2億8,000万円<br>同社子会社 罰金4,000万円<br>平成20年7月25日(東京高裁)<br>同社代表取締役 控訴棄却<br>平成20年9月12日(東京高裁)<br>同社役員A 懲役1年2月<br>平成21年1月7日(最高裁)<br>同社役員A 上告棄却<br>(注)82号事件と一括審理<br>平成23年4月25日(最高裁)<br>同社代表取締役 上告棄却<br>(注)82号事件と一括審理<br>(いずれも確定) |
| 79 | 平成18年2月22日 | 証取法第166条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員 | 平成18年9月19日(仙台地裁)<br>懲役1年2月(執行猶予3年)<br>罰金60万円 追徴金約429万円<br>(確定) |
| 80 | 平成18年2月22日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員 | 平成18年8月11日(福島地裁)<br>懲役1年2月(執行猶予3年)<br>罰金80万円 追徴金約345万<br>(確定) |
| 81 | 平成18年2月22日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員 | 平成18年8月11日(福島地裁)<br>懲役10月(執行猶予3年)<br>罰金30万円 追徴金約124万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 82 | 平成18年3月13日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社役員（3名）<br>会社役員 | 平成19年3月16日（東京地裁）<br>同社代表取締役　懲役2年6月<br>平成19年3月22日（東京地裁）<br>同社役員A　懲役1年8月<br>同社役員B　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（注）いずれも78号事件と一括審理<br>同社役員C　懲役1年（執行猶予3年）<br>平成19年3月23日（東京地裁）<br>当該会社　罰金2億8,000万円<br>（注）78号事件と一括審理<br>平成20年7月25日（東京高裁）<br>同社代表取締役　控訴棄却<br>平成20年9月12日（東京高裁）<br>同社役員A　懲役1年2月<br>平成21年1月7日（最高裁）<br>同社役員A　上告棄却<br>（注）78号事件と一括審理<br>平成23年4月25日（最高裁）<br>同社代表取締役　上告棄却<br>（注）78号事件と一括審理<br>（いずれも確定） |
| 83 | 平成18年3月30日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | 公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）公認会計士（2名） | 平成19年3月23日（東京地裁）<br>公認会計士A　懲役10月<br>公認会計士B　懲役1年（執行猶予4年）<br>平成20年9月19日（東京高裁）<br>公認会計士A　懲役1年（執行猶予4年）<br>平成20年9月26日（東京高裁）<br>公認会計士B　控訴棄却<br>平成23年5月18日（最高裁）<br>公認会計士B　上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 84 | 平成18年5月30日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社役員等 | 平成18年11月28日（さいたま地裁）<br>同社役員同居人<br>懲役1年2月（執行猶予4年）<br>追徴金約452万円<br>同社役員同居人の実妹<br>懲役1年（執行猶予4年）<br>追徴金約435万円<br>平成19年3月20日（さいたま地裁）<br>同社役員　懲役1年6月（執行猶予5年）<br>罰金100万円<br>追徴金約1,089万円<br>同社役員実子<br>懲役1年2月（執行猶予4年）<br>罰金50万円<br>追徴金約1,532万円<br>平成19年7月31日（東京高裁）<br>同社役員実子　控訴棄却<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 85 | 平成18年6月22日 | 証取法第167条第3項等（内部者取引） | ㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）ファンド中核会社<br>ファンド実質経営者 | 平成19年7月19日（東京地裁）<br>ファンド実質経営者<br>懲役2年<br>罰金300万円<br>追徴金約11億4,900万円<br>ファンド中核会社　罰金3億円<br>平成21年2月3日（東京高裁）<br>ファンド実質経営者<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金300万円<br>追徴金約11億4,900万円<br>ファンド中核会社　罰金2億円<br>平成23年6月6日（最高裁）<br>上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 86 | 平成18年7月25日 | 証取法第166条第3項等（内部者取引） | ㈱西松屋チェーンほか4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）新聞社社員 | 平成18年12月25日（東京地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金600万円<br>追徴金約1億1,674万円<br>（確定） |
| 87 | 平成18年8月3日 | 証取法第166条第1項第1号等（内部者取引） | ㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に各社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社員 | 平成19年12月18日（横浜地裁）<br>懲役4年6月<br>罰金500万円　追徴金1億938万円<br>（確定） |
| 88 | 平成18年10月20日 | 証取法第166条第1項第1号等（内部者取引） | ㈱IMJが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社顧問 | 平成19年1月16日（東京地裁）<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金1,675万円<br>（確定） |
| 89 | 平成19年2月5日 | 証取法第166条第1項第1号等（内部者取引） | ㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社員<br>会社役員<br>会社社員 | 平成19年6月22日（大阪地裁）<br>同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円　追徴金6,000万円<br>（確定） |
| 90 | 平成19年2月6日 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社社長<br>当該会社役員 | 平成19年5月7日（名古屋地裁）<br>同社社長　懲役1年6月（執行猶予4年）<br>同社役員　懲役1年（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 91 | 平成19年2月26日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員<br>会社役員 | 平成19年6月22日(大阪地裁)<br>同社社員　懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金200万円　追徴金6,000万円<br>(確定)<br>(注)89号事件と一括審理 |
| 92 | 平成19年2月26日 | 証取法第166条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員の知人 | 平成19年5月9日(大阪地裁)<br>懲役1年(執行猶予3年)<br>罰金80万円　追徴金約533万円<br>(確定) |
| 93 | 平成19年3月27日 | 証取法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | ㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>(嫌疑者)会社役員等(7名) | 平成21年9月29日(大阪地裁)<br>会社役員A　懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金500万円<br>追徴金約9億7,843万円<br><br>平成21年9月9日(大阪地裁)<br>会社役員B　懲役1年6月(執行猶予3年)<br>追徴金約2億4,533万円<br>平成22年8月4日(大阪高裁)<br>会社役員B　控訴棄却<br>平成24年5月29日(最高裁)<br>会社役員B　上告棄却<br>平成20年11月13日(大阪地裁)<br>会社役員C　懲役1年(執行猶予3年)<br>追徴金約2億4,533万円<br>平成20年10月31日(大阪地裁)<br>会社役員D　懲役1年(執行猶予3年)<br>追徴金約2億4,533万円<br>平成21年6月24日(大阪高裁)<br>会社役員D　控訴棄却<br>平成23年9月16日(最高裁)<br>会社役員D　上告棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)104号事件と一括審理 |
| 94 | 平成19年5月29日 | 証取法第166条第1項第4号等<br>(内部者取引) | ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホーマック㈱及び㈱カーマの株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成20年1月16日(札幌地裁)<br>懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金70万円　追徴金約3,591万円<br>平成20年7月15日(札幌高裁)<br>原判決破棄　懲役1年(執行猶予3年)<br>罰金70万円　追徴金約3,591万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 95 | 平成19年6月4日 | 証取法第166条第3項等（内部者取引） | ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前にホーマック㈱株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成19年9月10日（札幌地裁）<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>罰金150万円　追徴金約5,407万円<br>（確定） |
| 96 | 平成19年6月7日 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | ㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）印刷会社社員<br>印刷会社社員の親族(6名) | 平成20年1月23日（秋田地裁）<br>印刷会社社員<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>親族A　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>親族B　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>親族C　懲役2年（執行猶予4年）<br>罰金250万円<br>親族D　懲役1年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>＊追徴金<br>・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億1,029万円<br>・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約9,985万円<br>・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約1億3,463万円<br>（いずれも確定） |
| 97 | 平成19年6月25日 | 証取法第159条第1項第1号等（相場操縦） | 川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）無職（2名） | 平成20年6月30日（さいたま地裁）<br>無職A　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>無職B　懲役1年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金約5億1,108万円<br>（連帯）<br>平成21年5月14日（東京高裁）<br>無職A　控訴棄却<br>無職B　控訴棄却<br>平成21年10月6日（最高裁）<br>無職A　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>(注)102号事件と一括審理（102号事件では「無職B」は「会社役員」と記載） |
| 98 | 平成19年6月28日 | 証取法第159条第2項第2号等（相場操縦） | 川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。<br><br>（嫌疑者）無職 | |
| 99 | 平成19年10月15日 | 証取法第159条第1項第1号等（相場操縦） | ㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員等 | 平成20年7月25日（大阪地裁）<br>会社役員　懲役3年（執行猶予5年）<br>追徴金約4億4,225万円<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 100 | 平成19年10月30日 | 証取法第158条（風説の流布） | ㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成20年9月17日（東京地裁）<br>会社役員　懲役2年6月<br>追徴金約15億6,110万円<br>平成21年11月18日（東京高裁）<br>会社役員　懲役2年6月<br>追徴金約15億5,810万円<br>（確定） |
| 101 | 平成19年11月1日 | 証取法第159条第1項第1号等（相場操縦） | 南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）株式投資アドバイザー等 | 平成20年3月21日（大阪地裁）<br>会社役員A　懲役2年（執行猶予5年）<br>追徴金約3億8,379万円<br>平成20年7月25日（大阪地裁）<br>会社役員B　懲役3年（執行猶予5年）<br>追徴金約4億4,225万円<br>（注）99号事件と一括審理<br>22.4（大阪地裁）<br>株式投資アドバイザー　公訴棄却<br>（いずれも確定） |
| 102 | 平成19年11月29日 | 証取法第159条第1項等（相場操縦） | オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員等 | 平成20年6月30日（さいたま地裁）<br>無職　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>会社役員　懲役1年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金約5億1,108万円<br>（連帯）<br>平成21年5月14日（東京高裁）<br>無職　控訴棄却<br>会社役員　控訴棄却<br>平成21年10月6日（最高裁）<br>無職　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）97、98号事件と一括審理 |
| 103 | 平成20年3月4日 | 証取法第159条第3項等（相場固定） | 丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。<br><br>（嫌疑者）当該証券会社<br>当該証券会社役員 | 平成20年6月17日（名古屋地裁）<br>当該証券会社　罰金2,500万円<br>証券会社役員B　懲役1年（執行猶予3年）<br>証券会社役員C　懲役10月（執行猶予3年）<br>平成20年9月9日（名古屋地裁）<br>証券会社役員A　懲役1年4月<br>平成21年3月30日（名古屋高裁）<br>証券会社役員A　懲役2年（執行猶予4年）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 104 | 平成20年3月5日 | 証取法第158条<br>(偽計) | ㈱アイ･シー･エフの株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。<br><br>(嫌疑者)会社役員等 | 平成20年10月10日(大阪地裁)<br>当該会社　罰金500万円<br>追徴金7億3,315万円<br>(連帯)<br>平成22年2月3日(大阪高裁)<br>当該会社　控訴棄却<br>平成24年7月5日(最高裁)<br>当該会社　上告棄却<br>平成20年10月17日(大阪地裁)<br>会社役員B　懲役1年6月(執行猶予3年)<br>追徴金7億3,315万円<br>会社役員C　懲役1年(執行猶予3年)<br>追徴金7億3,315万円<br>(連帯)<br>平成21年9月29日(大阪地裁)<br>会社役員A　懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金500万円<br>追徴金約9億7,843万円<br>(いずれも確定)<br>(注)93号事件と一括審理 |
| 105 | 平成20年3月14日 | 証取法第167条第1項第5号等<br>(内部者取引) | ㈱ポッカコーポレーションほか4社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)印刷会社社員 | 平成20年3月25日(札幌簡裁)<br>印刷会社社員B　罰金50万円(略式命令)<br>平成20年5月23日(札幌地裁)<br>印刷会社社員A<br>懲役2年6月(執行猶予3年)<br>罰金700万円<br>追徴金約1億5,938万円<br>(いずれも確定) |
| 106 | 平成20年5月30日 | 証取法第166条第1項等<br>(内部者取引) | 証券会社社員等は、三光純薬㈱ほか3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)証券会社社員等 | 平成20年12月25日(東京地裁)<br>証券会社社員<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金100万円　追徴金635万円<br>証券会社社員の知人<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金300万円　追徴金5,544万円<br>(内635万円は連帯)<br>(いずれも確定) |
| 107 | 平成20年6月16日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | ㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社役員 | 平成20年11月28日(神戸地裁)<br>当該会社　罰金500万円<br>当該会社役員B　懲役3年(執行猶予4年)<br>平成24年12月25日(神戸地裁)<br>当該会社役員A　懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金1,500万円<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 108 | 平成20年6月17日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出） | ㈱アイ･エックス･アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社役員 | 平成21年1月29日（大阪地裁）<br>当該会社役員C<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>平成21年2月9日（大阪地裁）<br>当該会社役員B<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>平成21年11月26日(大阪地裁）<br>当該会社役員A<br>懲役3年（執行猶予5年）<br>罰金800万円<br>（いずれも確定） |
| 109 | 平成20年10月7日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社役員 | 平成21年9月14日（東京地裁）<br>当該会社役員　懲役15年<br>罰金500万円<br>追徴金約4億1,223万円<br>（確定） |
| 110 | 平成20年11月26日 | 金商法第158条等<br>（暴行・脅迫） | ㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 平成21年11月24日（横浜地裁）<br>懲役6年<br>（確定）<br>（注)112号事件と一括審理 |
| 111 | 平成20年12月5日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成21年4月15日（東京地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>追徴金約1,924万円<br>（確定） |
| 112 | 平成20年12月17日 | 金商法第158条等<br>（暴行・脅迫） | ㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 平成21年11月24日（横浜地裁）<br>懲役6年<br>（確定）<br>（注)110号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 113 | 平成20年12月24日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出） | オー・エイチ・ティー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役社長<br>当該会社役員（2名） | 平成21年4月28日（広島地裁）<br>当該会社 罰金800万円<br>当該会社代表取締役社長<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>当該会社役員A<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>当該会社役員B<br>懲役1年（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |
| 114 | 平成21年2月10日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）IRコンサルティング業 | 平成21年5月25日（大阪地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約1億2,092万円<br>（確定） |
| 115 | 平成21年3月25日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券届出書の提出） | ㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社専務取締役 | 平成21年8月5日（さいたま地裁）<br>当該会社代表取締役 懲役3年<br>罰金1,000万円<br>平成22年3月23日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>平成22年8月10日（最高裁）<br>当該会社代表取締役 上告棄却<br>平成21年8月5日（さいたま地裁）<br>当該会社専務取締役<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>（いずれも確定）<br>（注）120号事件と一括審理 |
| 116 | 平成21年3月27日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）東証一部上場企業代表取締役<br>同人の実質支配会社 | 平成21年7月8日（高松地裁）<br>上場企業代表取締役<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金100万円<br>同人の実質支配会社 罰金200万円<br>両名 追徴金3億5,500万円<br>（いずれも確定） |
| 117 | 平成21年3月31日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金商法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社元役員 | 平成21年5月27日（さいたま地裁）<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>追徴金約7,888万円<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 118 | 平成21年4月22日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社常務執行役員 | 平成21年6月17日(東京地裁)<br>懲役1年(執行猶予3年)<br>罰金100万円<br>追徴金約915万円<br>(確定) |
| 119 | 平成21年4月27日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社取締役会長 | 平成21年12月10日(東京地裁)<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金200万円<br>追徴金約3,750万円<br>(確定) |
| 120 | 平成21年4月28日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) | ㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社専務取締役 | 平成21年8月5日(さいたま地裁)<br>当該会社代表取締役　懲役3年<br>罰金1,000万円<br>平成22年3月23日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>平成22年8月10日(最高裁)<br>当該会社代表取締役　上告棄却<br>平成21年8月5日(さいたま地裁)<br>当該会社専務取締役<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>(いずれも確定)<br>(注)115号事件と一括審理 |
| 121 | 平成21年4月28日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) | ㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。<br><br>(嫌疑者)公認会計士 | 平成24年1月30日(さいたま地裁)<br>懲役3年6月<br>平成25年1月11日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成26年9月17日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 122 | 平成21年7月14日 | 証取法第158条等<br>(偽計) | ㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成22年2月18日(東京地裁)<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金400万円<br>追徴金約3億147万円<br>平成22年11月30日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成23年3月23日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |
| 123 | 平成21年7月31日 | 証取法第167条第1項第5号等<br>(内部者取引) | エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社従業員<br>会社員 | 平成21年12月24日(さいたま地裁)<br>当該会社従業員　懲役2年(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>追徴金約1,293万円<br>会社員　懲役2年(執行猶予3年)<br>罰金300万円<br>追徴金約1億6,164万円<br>平成22年6月10日(東京高裁)<br>当該会社従業員　控訴棄却<br>会社員　控訴棄却<br>(いずれも確定) |
| 124 | 平成21年9月29日 | 証取法第159条第2項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、日立造船㈱ほか1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。<br><br>(嫌疑者)無職(2名)<br>会社役員 | 平成22年4月28日(東京地裁)<br>無職A　懲役2年2月(執行猶予4年)<br>罰金250万円<br>追徴金約2億2,661万円<br>会社役員B　懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億2,661万円<br>無職C　懲役1年6月(執行猶予4年)<br>罰金150万円<br>追徴金約2億2,661万円<br>(連帯)<br>(いずれも確定) |
| 125 | 平成21年10月20日 | 証取法第166条第3項等<br>(内部者取引) | グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)無職 | 平成22年2月4日(東京地裁)<br>懲役2年6月<br>罰金500万円<br>追徴金15億3,180万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 126 | 平成21年11月24日 | 証取法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。<br><br>(嫌疑者)当該会社代表取締役<br>会社役員(4名)<br>会社員<br>不詳(3名) | 平成22年8月18日(大阪地裁)<br>代表取締役　懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億5,529万円<br>(注)129号事件と一括審理<br>平成22年8月25日(大阪地裁)<br>会社員　懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金200万円<br>追徴金約2億5,529万円<br>平成22年9月1日(大阪地裁)<br>会社役員　懲役3年(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億6,477万円<br>(注)132号事件と一括審理<br>(いずれも確定) |
| 127 | 平成21年12月15日 | 証取法第166条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員(2名)<br>会社員 | 平成22年4月5日(東京地裁)<br>会社役員A　懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金500万円<br>追徴金約8,462万円<br>会社役員B　懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>会社員　懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金500万円<br>追徴金約2億7,218万円<br>(いずれも確定) |
| 128 | 平成21年12月15日 | 金商法第167条第3項等<br>(内部者取引) | ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社員 | |
| 129 | 平成21年12月24日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、IABjapan㈱は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役 | 平成22年8月18日(大阪地裁)<br>代表取締役　懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億5,529万円<br>(注)126号事件と一括審理<br>被告会社　罰金3,000万円<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 130 | 平成22年2月9日 | 証取法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。<br><br>(嫌疑者)会社経営者 | 平成24年6月6日(大阪地裁)<br>会社経営者 懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金400万円<br>追徴金約3億7,637万円<br>平成25年10月25日(大阪高裁)<br>会社経営者 控訴棄却<br>平成27年4月8日(最高裁)<br>会社経営者 上告棄却<br>(確定)<br>(注)132号事件と一括審理 |
| 131 | 平成22年3月2日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) | ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社取締役 | 平成23年9月15日(横浜地裁)<br>当該会社代表取締役副会長<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>平成23年9月20日(横浜地裁)<br>当該会社代表取締役会長<br>懲役3年<br>罰金800万円<br>平成24年12月13日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役会長 控訴棄却<br>平成25年1月17日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役副会長 控訴棄却<br>平成25年6月4日(最高裁)<br>当該会社代表取締役副会長 上告棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)133号事件と一括審理 |
| 132 | 平成22年3月16日 | 証取法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社実質的経営者<br>会社役員 | 平成22年9月1日(大阪地裁)<br>会社役員 懲役3年(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億6,477万円<br>(注)126号事件と一括審理<br>平成24年6月6日(大阪地裁)<br>当該会社実質的経営者<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金400万円<br>追徴金約3億7,637万円<br>平成25年10月25日(大阪高裁)<br>当該会社実質的経営者 控訴棄却<br>平成27年4月8日(最高裁)<br>当該会社実質的経営者 上告棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)130号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 133 | 平成22年3月19日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) | ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社代表取締役副会長 | 平成23年9月15日(横浜地裁)<br>当該会社代表取締役副会長<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>平成23年9月20日(横浜地裁)<br>当該会社代表取締役会長<br>懲役3年<br>罰金800万円<br>平成24年12月13日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役会長　控訴棄却<br>平成25年1月17日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役副会長　控訴棄却<br>平成25年6月4日(最高裁)<br>当該会社代表取締役副会長　上告棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)131号事件と一括審理 |
| 134 | 平成22年3月26日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>会社役員(2名)<br>元当該会社代表取締役<br>元当該会社顧問<br>元会社役員 | 平成22年11月24日(東京地裁)<br>元当該会社顧問<br>懲役3年(執行猶予4年)<br>元当該会社代表取締役<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>(いずれも確定) |
| 135 | 平成22年5月11日 | 証取法第166条第1項第4号等<br>(内部者取引) | ㈱GDHほか3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。<br><br>(嫌疑者)銀行員 | 平成23年4月26日(東京地裁)<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金200万円　追徴金約5,824万円<br>(確定)<br>(注)136号事件と一括審理 |
| 136 | 平成22年6月15日 | 金商法第166条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)銀行員 | 平成23年4月26日(東京地裁)<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金200万円　追徴金約5,824万円<br>(確定)<br>(注)135号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 137 | 平成22年10月6日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券届出書の提出） | ㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役社長<br>当該会社代表取締役専務<br>当該会社役員 | 平成24年2月29日（さいたま地裁）<br>当該会社代表取締役社長　懲役3年<br>平成24年2月29日（さいたま地裁）<br>当該会社代表取締役専務　懲役3年<br>（いずれも確定） |
| 138 | 平成22年10月26日 | 金商法第158条等<br>（偽計） | ㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役社長<br>当該会社代表取締役専務 | |
| 139 | 平成22年10月28日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>（相場操縦） | 財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成23年3月10日（大分地裁）<br>懲役2年4月（執行猶予4年）<br>罰金600万円　追徴金約2億6148万円<br>平成23年8月26日（福岡高裁）<br>控訴棄却<br>平成24年11月19日（最高裁）<br>上告棄却<br>（確定） |
| 140 | 平成22年12月7日 | 証取法第167条第3項等<br>（内部者取引） | ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社外取締役の配偶者<br>同人の主宰法人 | 平成24年9月7日（東京地裁）<br>当該会社社外取締役の配偶者<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金100万円　追徴金約3,725万円<br>（うち2,766万円は被告会社と連帯）<br>同人の主宰法人　罰金400万円<br>追徴金2,766万円<br>（被告人と連帯）<br>（いずれも確定） |
| 141 | 平成23年2月9日 | 証取法第197条の2第1号等<br>（無届社債券募集） | 内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役会長 | 平成25年7月3日（福岡地裁）<br>当該会社代表取締役会長　懲役6年<br>罰金300万円<br>平成26年2月27日（福岡高裁）<br>当該会社代表取締役会長　控訴棄却<br>平成27年4月1日（最高裁）<br>当該会社代表取締役会長　上告棄却<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 142 | 平成23年3月22日 | 証取法第166条第1項第4号等<br>(内部者取引) | オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成24年3月7日(東京地裁立川支部)<br>懲役3年　追徴金約3,232万円<br>平成24年7月19日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成24年10月30日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |
| 143 | 平成23年5月27日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) | ㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役<br>当該会社嘱託社員<br>会社役員 | 平成24年3月8日(東京地裁)<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年<br>当該会社取締役<br>懲役2年6月(執行猶予3年)<br>当該会社嘱託社員<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金400万円<br>会社役員<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金800万円<br>平成24年9月20日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>(いずれも確定) |
| 144 | 平成23年6月10日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | ㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社執行役員<br>当該会社社員 | 平成29年12月8日(横浜地検)<br>当該会社代表取締役　公訴取消の申立て<br>平成29年12月20日(横浜地裁)<br>当該会社代表取締役　公訴棄却決定<br>(確定) |
| 145 | 平成23年7月13日 | 金商法第166条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成23年9月16日(東京地裁)<br>懲役3年(執行猶予3年)<br>罰金400万円<br>追徴金約1億1,796万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 146 | 平成23年8月2日 | 金商法第 158 条等<br>（偽計） | ㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物 3 物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社取締役<br>当該会社執行役員（2 名）<br>会社役員<br>会社員<br>不動産鑑定士 | 平成 23 年 10 月 11 日（大阪地裁）<br>会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）<br>会社員　　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）<br>平成 25 年 5 月 10 日（大阪地裁）<br>当該会社　罰金 300 万円<br>当該会社代表取締役会長<br>懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年）<br>当該会社取締役<br>懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）<br>当該会社執行役員<br>懲役 1 年（執行猶予 3 年）<br>（いずれも確定） |
| 147 | 平成23年8月5日 | 金商法第 159 条第 2 項第 1 号等<br>（相場操縦） | 財産上の利益を得る目的で、㈱GABAほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成 24 年 5 月 14 日（福岡地裁）<br>懲役 3 年<br>罰金 300 万円　追徴金約 1 億 8,695 万円<br>平成 25 年 1 月 25 日（福岡高裁）<br>控訴棄却<br>（確定） |
| 148 | 平成23年12月12日 | 金商法第 158 条等<br>（偽計） | 井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。<br><br>（嫌疑者）当該会社社員（2 名）<br>会社員<br>証券ブローカー | 平成 24 年 2 月 14 日（東京地裁）<br>会社員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 3 年）<br>平成 24 年 3 月 7 日（東京地裁）<br>当該会社社員B<br>懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）<br>平成 24 年 3 月 12 日（東京地裁）<br>当該会社社員A<br>懲役 2 年（執行猶予 3 年）<br>証券ブローカー<br>懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）<br>（いずれも確定） |
| 149 | 平成23年12月21日 | 金商法第 158 条等<br>（風説の流布及び偽計） | エスプールほか 3 銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。<br>（嫌疑者）無職 | 平成 23 年 12 月 22 日（神戸簡裁）<br>罰金 30 万円　追徴金 4 万 8,330 円<br>（略式命令）<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 150 | 平成24年1月31日 | 金商法第166条第1項第3号等<br>(内部者取引) | NECエレクトロニクス㈱が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ㈱が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)国家公務員 | 平成25年6月28日(東京地裁)<br>懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金100万円 追徴金約1,031万円<br>平成26年12月15日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成28年11月28日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |
| 151 | 平成24年3月6日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社監査役<br>当該会社取締役<br>会社役員(3名) | 平成25年7月3日(東京地裁)<br>当該会社 罰金7億円<br>当該会社代表取締役<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>当該会社監査役<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>当該会社取締役<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>(注)155号事件と一括審理<br><br>平成26年12月8日(東京地裁)<br>会社役員D 懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金700万円<br>平成28年2月17日(東京高裁)<br>会社役員D 控訴棄却<br>平成30年6月13日(最高裁)<br>会社役員D 上告棄却<br>(注)155号事件と一括審理<br><br>平成27年7月1日(東京地裁)<br>会社役員A 懲役4年<br>罰金1,000万円<br>預金債権約7億2,430万円没収<br>会社役員B 懲役3年<br>罰金600万円<br>預金債権約4億1,149万円没収<br>上記被告人2名及び156号事件被告人(会社役員C)から連帯して追徴金約8億8,399万円<br>平成28年9月29日(東京高裁)<br>会社役員A 控訴棄却<br>会社役員B 控訴棄却<br>平成31年1月22日(最高裁)<br>会社役員A 上告棄却<br>会社役員B 上告棄却<br>(注)156号事件と一括審理<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 152 | 平成24年3月22日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | 黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員<br>会社役員 | 平成24年9月26日(福岡地裁)<br>当該会社社員<br>懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億2,442万円<br>会社役員<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金200万円<br>追徴金約2億1,693万円<br>平成25年2月20日(福岡高裁)<br>会社役員 控訴棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)153号事件と一括審理 |
| 153 | 平成24年3月22日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | 黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社社員<br>会社役員 | 平成24年9月26日(福岡地裁)<br>当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年)<br>罰金300万円<br>追徴金約2億2,442万円<br>会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金200万円<br>追徴金約2億1,693万円<br>平成25年2月20日(福岡高裁)<br>会社役員 控訴棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)152号事件と一括審理 |
| 154 | 平成24年3月26日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | ㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司とWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDの三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社取締役兼最高財務責任者<br>当該会社代表取締役 | 平成25年4月12日(東京地裁)<br>当該会社取締役兼最高財務責任者<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金400万円<br>当該会社 罰金800万円<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金400万円<br>平成26年1月17日(東京高裁)<br>当該会社 控訴棄却<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>平成26年10月16日(最高裁)<br>当該会社 上告棄却<br>当該会社代表取締役 上告棄却<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 155 | 平成24年3月28日 | 金商法第 197 条第 1 項第 1 号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3 期)した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社監査役<br>当該会社取締役<br>会社役員D | 平成 25 年 7 月 3 日(東京地裁)<br>当該会社　罰金 7 億円<br>当該会社代表取締役<br>懲役 3 年(執行猶予 5 年)<br>当該会社監査役<br>懲役 3 年(執行猶予 5 年)<br>当該会社取締役<br>懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)<br>平成 26 年 12 月 8 日(東京地裁)<br>会社役員D　懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)<br>罰金 700 万円<br>平成 28 年 2 月 17 日(東京高裁)<br>会社役員D　控訴棄却<br>平成 30 年 6 月 13 日(最高裁)<br>会社役員D　上告棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)151 号事件と一括審理 |
| 156 | 平成24年3月28日 | 証取法第 197 条第 1 項第 1 号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2 期)した。<br><br>(嫌疑者)会社役員 C | 平成 27 年 7 月 1 日(東京地裁)<br>懲役 2 年(執行猶予 4 年)<br>罰金 400 万円<br>預金債権約 1 億 8,944 万円没収<br>151 号事件被告人 2 名(会社役員 A、B)と連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円<br>平成 28 年 9 月 29 日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成 31 年 1 月 22 日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定)<br>(注)151 号事件と一括審理 |
| 157 | 平成24年3月28日 | 金商法第 166 条第 3 項等<br>(内部者取引) | 日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)無職 | 平成 24 年 5 月 18 日(神戸地裁)<br>懲役 2 年(執行猶予 3 年)<br>罰金 300 万円　追徴金約 8,637 万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 158 | 平成24年7月9日 | 金商法第38条の2第1号等<br>（投資一任契約の締結に係る偽計） | AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役<br>証券会社代表取締役 | 平成25年12月18日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役　懲役15年<br>当該会社取締役　懲役7年<br>証券会社代表取締役<br>懲役7年<br>没収金約5億6,884万円<br>上記被告人3名から連帯して追徴金約156億9,809万円<br>平成27年3月13日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>当該会社取締役　控訴棄却<br>証券会社代表取締役　控訴棄却<br>平成28年4月12日（最高裁）<br>当該会社代表取締役　上告棄却<br>当該会社取締役　上告棄却<br>証券会社代表取締役　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）160、162、163号事件と一括審理 |
| 159 | 平成24年7月13日 | 金商法第167条第1項第4号等<br>（内部者取引） | ㈱日立物流が㈱バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員<br>（元執行役員）<br>会社役員A<br>会社役員B<br>無職 | 平成25年2月28日（横浜地裁）<br>会社役員A　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約1億43万円<br><br>平成25年9月30日（横浜地裁）<br>証券会社社員（元執行役員）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金150万円<br>平成27年9月25日（東京高裁）<br>証券会社社員（元執行役員）　控訴棄却<br>平成29年7月5日（最高裁）<br>証券会社社員（元執行役員）　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）161号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 160 | 平成24年7月30日 | 金商法第38条の2第1号等<br>（投資一任契約の締結に係る偽計） | AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役<br>証券会社代表取締役 | 平成25年12月18日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役　懲役15年<br>当該会社取締役　懲役7年<br>証券会社代表取締役<br>懲役7年<br>没収金約5億6,884万円<br>上記被告人3名から連帯して追徴金約156億9,809万円<br>平成27年3月13日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>当該会社取締役　控訴棄却<br>証券会社代表取締役　控訴棄却<br>平成28年4月12日（最高裁）<br>当該会社代表取締役　上告棄却<br>当該会社取締役　上告棄却<br>証券会社代表取締役　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）158、162、163号事件と一括審理 |
| 161 | 平成24年8月3日 | 金商法第167条第1項第4号等<br>（内部者取引） | ㈱TMコーポレーションがバルス㈱株券の公開買付けを行うこと（ほか1件）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員（元執行役員）<br>会社役員A<br>会社役員B<br>無職 | 平成25年2月28日（横浜地裁）<br>会社役員A　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約1億43万円<br><br>平成25年9月30日（横浜地裁）<br>証券会社社員（元執行役員）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金150万円<br>平成27年9月25日（東京高裁）<br>証券会社社員（元執行役員）　控訴棄却<br>平成29年7月5日（最高裁）<br>証券会社社員（元執行役員）　上告棄却<br>（いずれも確定）（注）159号事件と一括審理 |
| 162 | 平成24年9月19日 | 金商法第38条の2第1号等<br>（投資一任契約の締結に係る偽計） | AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役<br>証券会社代表取締役 | 平成25年12月18日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役　懲役15年<br>当該会社取締役　懲役7年<br>証券会社代表取締役<br>懲役7年<br>没収金約5億6,884万円<br>上記被告人3名から連帯して追徴金約156億9,809万円<br>平成27年3月13日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>当該会社取締役　控訴棄却<br>証券会社代表取締役　控訴棄却<br>平成28年4月12日（最高裁）<br>当該会社代表取締役　上告棄却<br>当該会社取締役　上告棄却<br>証券会社代表取締役　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）158、160、163号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 163 | 平成24年10月5日 | 金商法第38条の2第1号等<br>（投資一任契約の締結に係る偽計） | AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役<br>証券会社代表取締役 | 平成25年12月18日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役　懲役15年<br>当該会社取締役　懲役7年<br>証券会社代表取締役<br>懲役7年<br>没収金約5億6,884万円<br>上記被告人3名から連帯して追徴金約156億9,809万円<br>平成27年3月13日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役　控訴棄却<br>当該会社取締役　控訴棄却<br>証券会社代表取締役　控訴棄却<br>平成28年4月12日（最高裁）<br>当該会社代表取締役　上告棄却<br>当該会社取締役　上告棄却<br>証券会社代表取締役　上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）158、160、162号事件と一括審理 |
| 164 | 平成24年12月18日 | 金商法第158条等<br>（偽計） | ㈱セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。<br><br>（嫌疑者）当該会社代表取締役<br>会社役員 | 平成25年9月12日（大阪地裁）<br>会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約6億2,926万円<br>平成26年3月25日（大阪高裁）<br>会社役員　控訴棄却<br>平成27年7月7日（最高裁）<br>会社役員　上告棄却<br>平成25年9月26日（大阪地裁）<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>（いずれも確定） |
| 165 | 平成25年4月30日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする（重要事実）とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと（重要事実）についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社員 | 平成25年11月22日（東京地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円　追徴金約4,473万円<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 166 | 平成25年7月12日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成26年7月4日(東京地裁)<br>懲役3年(執行猶予4年)<br>罰金2,000万円 追徴金約8,286万円<br>平成27年5月28日(東京高裁)<br>控訴棄却<br>平成29年3月13日(最高裁)<br>上告棄却<br>(確定) |
| 167 | 平成26年3月19日 | 金商法第158条等<br>(風説の流布) | カネヨウ㈱ほか2銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 平成26年3月20日(名古屋簡裁)<br>罰金80万円 追徴金275万円<br>(略式命令)<br>(確定) |
| 168 | 平成26年6月16日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>(虚偽の有価証券報告書の提出) | ㈱インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>(嫌疑者)当該会社<br>当該会社取締役会長<br>当該会社代表取締役社長 | 平成28年6月14日(東京地裁)<br>当該会社取締役会長<br>懲役3年(執行猶予4年)<br>当該会社代表取締役社長<br>懲役3年(執行猶予4年)<br>平成29年11月7日(東京高裁)<br>当該会社取締役会長 控訴棄却<br>当該会社代表取締役社長 控訴棄却<br>令和2年5月18日(最高裁)<br>当該会社取締役会長 上告棄却<br>当該会社代表取締役社長 上告棄却<br>(いずれも確定) |
| 169 | 平成26年8月8日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | 井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。<br><br>(嫌疑者)会社員 | 平成26年10月21日(東京地裁)<br>懲役2年(執行猶予3年)<br>(確定) |
| 170 | 平成26年10月7日 | 金商法第159条第2項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、㈱オリエントコーポレーションほか3銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。<br><br>(嫌疑者)無職<br>会社員 | 平成27年10月22日(東京地裁)<br>無職 懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金250万円<br>会社員 懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金250万円<br>上記被告人2名から連帯して追徴金約3億9,039万円<br>(いずれも確定) |
| 171 | 平成26年12月19日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | 財産上の利益を得る目的で、㈱fonfunの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。<br><br>(嫌疑者)無職 | 平成27年4月14日(神戸地裁)<br>懲役2年8月<br>罰金500万円<br>追徴金約3,291万円<br>(確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 172 | 平成27年2月2日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱太陽商会（当時：㈱NowLoading）は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役 | 平成27年8月4日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>当該会社取締役<br>懲役4年6月<br>平成27年12月9日（東京高裁）<br>当該会社取締役　控訴棄却<br>（いずれも確定） |
| 173 | 平成27年3月24日 | 金商法第167条第3項等<br>（内部者取引） | 豊田通商㈱が㈱トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員（2名） | 平成27年8月18日（東京地裁）<br>会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>追徴金約1,642万円<br>平成27年11月25日（東京地裁）<br>会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>追徴金約3,284万円<br>（いずれも確定） |
| 174 | 平成27年6月2日 | 金商法第166条第3項等<br>（内部者取引） | ㈱ジアースが㈱ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成27年9月14日（千葉地裁）<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金400万円<br>当該会社株券7,800株没収<br>追徴金約2億5,752万円<br>（確定） |
| 175 | 平成27年6月15日 | 金商法第158条等<br>（偽計） | 石山 Gateway Holdings㈱は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役 | 平成28年2月23日（東京地裁）<br>当該会社　罰金1,000万円<br>当該会社代表取締役<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>追徴金約2億3,677万円<br>当該会社取締役<br>懲役1年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金約4,811万円<br>（いずれも確定）<br>（注）176号事件と一括審理 |
| 176 | 平成27年7月3日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | 石山 Gateway Holdings㈱は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役 | 平成28年2月23日（東京地裁）<br>当該会社　罰金1,000万円<br>当該会社代表取締役<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金500万円<br>追徴金約2億3,677万円<br>（いずれも確定）<br>（注）175号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 177 | 平成27年10月23日 | 証取法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | オリンパス㈱が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（4期）した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幇助した。<br><br>（嫌疑者）会社経営者 | 平成28年10月13日（東京地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金500万円<br>（確定） |
| 178 | 平成27年12月4日 | 金商法第159条第2項第1号等<br>（相場操縦） | 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。<br><br>（嫌疑者）無職（2名）<br>大学教員 | 平成29年1月18日（東京地裁）<br>無職 死亡による公訴棄却<br><br>平成30年3月22日（東京地裁）<br>大学教員 懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金1,000万円<br>追徴金約26億5,864万円<br>令和2年7月21日（東京高裁）<br>大学教員 控訴棄却<br>令和3年11月8日（最高裁）<br>大学教員 上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）180号事件と一括審理 |
| 179 | 平成27年12月8日 | 金商法第166条第3項等<br>（内部者取引） | 石山Gateway Holdings㈱が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 平成28年2月26日（東京地裁）<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金約3,649万円<br>（確定） |
| 180 | 平成27年12月24日 | ①金商法第158条等<br>（風説の流布、偽計）<br><br>②金商法第27条の23第1項等<br>（大量保有報告書の不提出） | ① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。<br><br>（嫌疑者）無職<br>大学教員<br><br>② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。<br><br>（嫌疑者）無職 | 平成29年1月18日（東京地裁）<br>無職 死亡による公訴棄却<br><br>平成30年3月22日（東京地裁）<br>大学教員 懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金1,000万円<br>追徴金約26億5,864万円<br>令和2年7月21日（東京高裁）<br>大学教員 控訴棄却<br>令和3年11月8日（最高裁）<br>大学教員 上告棄却<br>（いずれも確定）<br>（注）178号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 181 | 平成28年3月28日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | グローバルアジアホールディングス㈱（当時：㈱プリンシバル・コーポレーション）は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役 | 平成30年5月30日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>平成30年9月12日　控訴取下<br>（確定） |
| 182 | 平成28年6月14日 | 金商法第159条第1項第1号<br>同条第3項等<br>（相場操縦、相場固定） | 夢の街創造委員会㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。<br><br>（嫌疑者）当該会社特別顧問<br>会社役員<br>証券会社社員 | 平成29年3月28日（東京地裁）<br>当該会社特別顧問<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金2,000万円<br>追徴金約1億2,928万円<br>平成30年5月8日（東京高裁）<br>当該会社特別顧問　控訴棄却<br>平成30年9月26日（最高裁）<br>当該会社特別顧問　上告棄却<br>（確定） |
| 183 | 平成28年8月1日 | 金商法第166条第1項第1号<br>同法第167条の2第1項等<br>（内部者取引） | ㈱ALBERTの経常利益について、直近に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。<br><br>（嫌疑者）当該会社取締役 | 平成28年11月1日（東京地裁）<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>（確定） |
| 184 | 平成28年8月22日 | 証取法第159条第1項等<br>（相場操縦） | オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）弁護士 | 平成29年6月26日（さいたま地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約4億9,756万円<br>（確定）<br>（注）185号事件と一括審理 |
| 185 | 平成28年10月11日 | 証取法第159条第1項等<br>（相場操縦） | オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）弁護士 | 平成29年6月26日（さいたま地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金約4億9,756万円<br>（確定）<br>（注）184号事件と一括審理 |
| 186 | 平成28年12月7日 | 金商法第167条第3項等<br>（内部者取引） | 緑㈱がスターホールディングス㈱株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）無職 | 平成29年3月27日（横浜地裁）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>追徴金約3,623万円<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 187 | 平成29年3月6日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。<br><br>(嫌疑者)アーツ証券㈱<br>同証券会社代表取締役<br>同証券会社取締役<br>㈱オプティファクター<br>同社代表取締役 | 平成30年3月23日(千葉地裁)<br>当該会社代表取締役 懲役4年<br>平成30年10月9日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>平成30年11月20日(最高裁)<br>当該会社代表取締役 上告取下<br><br>平成31年3月18日(千葉地裁)<br>当該証券会社代表取締役 懲役4年<br>令和元年9月18日(東京高裁)<br>当該証券会社代表取締役 控訴棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)188号事件と一括審理 |
| 188 | 平成29年3月27日 | 金商法第158条等<br>(偽計) | レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。<br><br>(嫌疑者)アーツ証券㈱<br>同証券会社代表取締役<br>同証券会社取締役<br>㈱オプティファクター<br>同社代表取締役 | 平成30年3月23日(千葉地裁)<br>当該会社代表取締役 懲役4年<br>平成30年10月9日(東京高裁)<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>平成30年11月20日(最高裁)<br>当該会社代表取締役 上告取下<br><br>平成31年3月18日(千葉地裁)<br>当該証券会社代表取締役 懲役4年<br>令和元年9月18日(東京高裁)<br>当該証券会社代表取締役 控訴棄却<br>(いずれも確定)<br>(注)187号事件と一括審理 |
| 189 | 平成29年6月27日 | 金商法第167条第3項<br>同法第167条の2第2項等<br>(内部者取引) | ㈱卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員<br>当該会社取締役 | 平成29年12月18日(大阪地裁)<br>会社役員 懲役2年(執行猶予3年)<br>罰金200万円<br>追徴金4,507万8,000円<br>当該会社取締役<br>懲役1年6月(執行猶予3年)<br>罰金100万円<br>追徴金180万円<br>平成30年5月11日(大阪高裁)<br>会社役員 控訴棄却<br>当該会社取締役 控訴棄却<br>平成30年9月3日(最高裁)<br>会社役員 上告棄却<br>当該会社取締役 上告棄却<br>(いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 190 | 平成29年11月21日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>（相場操縦） | ㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。<br><br>（嫌疑者）無職<br>会社員<br>会社役員 | 令和2年1月14日（東京地裁）<br>会社員　懲役1年8月<br>罰金2,000万円<br>追徴金3億7,280万1,332円<br>令和3年5月12日（東京高裁）<br>会社員　控訴棄却<br>令和3年9月7日（最高裁）<br>会社員　上告棄却<br><br>令和2年6月18日（東京地裁）<br>無職　死亡による公訴棄却<br>（いずれも確定） |
| 191 | 平成29年11月27日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>（相場操縦） | ㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員（2名）<br>無職<br>投資業 | 令和2年3月31日（東京地裁）<br>会社役員　懲役3年（執行猶予5年）<br>罰金4,000万円<br>追徴金3億7,280万1,332円<br>令和3年3月18日（東京高裁）<br>会社役員　控訴棄却<br>令和5年11月20日（最高裁）<br>会社役員　上告棄却<br>（確定） |
| 192 | 平成30年1月25日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | 東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社員<br>医師 | 平成30年6月8日（東京地裁）<br>当該会社社員　懲役2年（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>医師　懲役1年6月<br>（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>上記被告人2名から連帯して追徴金7,178万円<br>（いずれも確定） |
| 193 | 平成30年6月18日 | 金商法第166条第1項第1号<br>同法第167条の2第1項等<br>（内部者取引） | スミダコーポレーション㈱が1株あたりの期末配当額を従前の予想値よりも増額する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買付けるとともに、利益を得させる目的をもって関係者に取引を推奨し、関係者が同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社外取締役 | 平成30年11月6日（東京地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予5年）<br>罰金200万円<br>追徴金1億540万300円<br>（確定） |
| 194 | 平成30年10月30日 | 金商法第167条第1項第6号<br>同法第167条の2第2項等<br>（内部者取引） | ㈱アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、さらに、同事実を伝達し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社執行役員 | 平成31年2月27日（東京地裁）<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金9,612万1,000円<br>令和元年9月12日（東京高裁）<br>控訴棄却<br>令和2年3月30日（最高裁）<br>上告棄却<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 195 | 平成30年11月13日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | ㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社代表取締役 | 平成31年2月26日（東京地裁）<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>当該会社株券1万8,600株没収<br>追徴金2,547万円<br>（確定） |
| 196 | 平成30年11月13日 | 金商法第167条の2第1項<br>同法第166条第3項等<br>（内部者取引） | ㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社社外取締役<br>会社役員 | 令和元年7月26日（東京地裁）<br>当該会社社外取締役<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>会社役員<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>当該会社株券1万2,000株没収<br>追徴金1,715万5,000円<br>（いずれも確定） |
| 197 | 平成30年12月10日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | 日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社代表取締役 | 令和4年3月3日（東京地裁）<br>当該会社 罰金2億円<br>（確定）<br>当該会社代表取締役<br>懲役6月（執行猶予3年）<br>令和7年2月4日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>公判係属中（最高裁） |
| 198 | 平成30年12月18日 | 金商法第167条第3項<br>同法第167条の2第2項等<br>（内部者取引） | ㈱ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）無職<br>証券会社社員 | 令和元年5月13日（大阪地裁）<br>無職 懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金6,866万7,500円<br><br>令和2年6月8日（大阪地裁）<br>証券会社社員 懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>令和2年12月18日（大阪高裁）<br>証券会社社員 控訴棄却<br>令和4年2月25日（最高裁）<br>証券会社社員 上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 199 | 平成31年1月10日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | 日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社代表取締役 | 令和4年3月3日（東京地裁）<br>当該会社 罰金2億円<br>（確定）<br>当該会社代表取締役<br>懲役6月（執行猶予3年）<br>令和7年2月4日（東京高裁）<br>当該会社代表取締役 控訴棄却<br>公判係属中（最高裁） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 200 | 平成31年3月20日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社実質的経営者<br>当該会社代表取締役<br>当該会社取締役管理部長 | 令和元年8月6日（東京地裁）<br>当該会社　罰金1,000万円<br>当該会社実質的経営者<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>当該会社代表取締役<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>当該会社取締役管理部長<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |
| 201 | 令和元年7月9日 | 金商法第39条第1項第2号等<br>（損失補塡） | 東郷証券㈱は、取引所為替証拠金取引について生じた顧客の損失を、和解契約による現金の提供等により損失補塡した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社取締役（当該会社実質的経営者）<br>当該会社代表取締役管理本部長<br>当該会社顧問 | 令和2年2月12日（東京地裁）<br>当該会社取締役<br>懲役3年（執行猶予5年）<br>当該会社顧問<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>令和2年3月30日（東京地裁）<br>当該会社　罰金3,000万円<br>当該会社代表取締役管理本部長<br>懲役1年2月（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |
| 202 | 令和元年8月13日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | すてきナイスグループ㈱は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社代表取締役会長<br>当該会社代表取締役社長 | 令和3年3月12日（横浜地裁）<br>当該会社　罰金1,000万円<br>（確定）<br>当該会社代表取締役会長<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>当該会社社代表取締役社長<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>令和4年12月1日（東京高裁）<br>いずれも原判決破棄　横浜地裁に差戻し<br>いずれも公判係属中（横浜地裁） |
| 203 | 令和元年11月1日 | 金商法第167の2第1項<br>同法第166条第3項等<br>（内部者取引） | ㈱パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社管理部次長<br>会社員 | 令和2年2月27日（東京地裁）<br>当該会社管理部次長<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>会社員　懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>当該会社の株券4,800株没収<br>追徴金1,503万円<br>（いずれも確定） |
| 204 | 令和2年12月22日 | 金商法第167の2第1項等<br>（取引推奨） | ㈱ドンキホーテホールディングス株券について、公開買付けを行うことについての決定をした旨及び同社が子会社の異動を伴うユニー㈱の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社代表取締役 | 令和3年4月27日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>（確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 205 | 令和3年3月26日 | 金商法第159条第3項等<br>（安定操作） | ㈱ニチダイ株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどにより違法な安定操作を行った。<br><br>（嫌疑者）会社役員（2名） | 令和4年4月22日（大阪地裁）<br>会社役員 懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金500万円<br>追徴金1億8,657万5,600円<br>（確定） |
| 206 | 令和3年6月30日 | 金商法第167条の2第1項<br>同法第166条第3項等<br>（内部者取引） | ジェイリース㈱の業務提携交渉先の会社役員がジェイリース㈱と他社の業務提携に係る重要事実を当該交渉に関して知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に伝達し、当該知人がその公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員<br>会社員 | 令和4年3月25日（福岡地裁）<br>会社役員 懲役2年（執行猶予4年）<br>会社員 懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金4,680万2,200円<br>令和4年9月2日（福岡高裁）<br>会社役員 控訴棄却<br>会社員 控訴棄却<br>令和4年12月28日（最高裁）<br>会社役員 上告棄却<br>会社員 上告棄却<br>（いずれも確定） |
| 207 | 令和3年7月12日 | 金商法第158条等<br>（偽計） | ㈱Nutsの実質的経営者らが、同社の株価の維持上昇を図り、その発行した新株予約権の行使促進等のため、同社の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>会社役員<br>当該会社代表取締役<br>金融コンサルタント<br>会社員 | 令和3年11月30日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>令和3年12月7日（東京地裁）<br>会社役員 懲役2年2月（執行猶予3年）<br>会社員 懲役2年（執行猶予3年）<br>令和3年12月22日（東京地裁）<br>金融コンサルタント<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 208 | 令和4年2月14日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>（内部者取引） | アサヒ衛陶㈱の代表取締役社長が、同社の業務提携に係る重要事実を知り、同重要事実を伝達した上で、その公表前に伝達を受けた者と共謀して同社株券を買い付けるとともに、伝達を受けた者が、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社代表取締役社長<br>ホライズン㈱<br>上中商事㈱<br>同社代表取締役 | 令和4年9月15日（大阪地裁）<br>ホライズン㈱<br>罰金300万円<br>追徴金4,498万5,000円<br>（上中商事㈱代表取締役と連帯）<br>上中商事㈱<br>罰金300万円<br>追徴金3,649万1,000円<br>（同社代表取締役と連帯）<br>同社代表取締役<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金1億3,153万2,000円<br>（うち4,498万5,000円をホライズン㈱と連帯し、うち3,649万1,000円を上中商事㈱と連帯）<br>令和4年10月6日（大阪地裁）<br>当該会社代表取締役社長<br>懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金1,039万4,000円<br>（いずれも確定） |
| 209 | 令和4年2月24日 | 金商法第166条第3項等<br>（内部者取引） | テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 令和4年7月7日（東京地裁）<br>会社役員<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>預託金債権のうち416万3,504円没収<br>追徴金672万3,746円<br>（確定） |
| 210 | 令和4年2月24日 | 金商法第166条第3項等<br>（内部者取引） | テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社役員 | 令和4年9月9日（東京地裁）<br>会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金5,627万8,200円<br>（確定） |
| 211 | 令和4年2月24日 | 金商法第166条第3項等<br>（内部者取引） | テラ㈱における新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）内田建設㈱<br>同社代表取締役 | 令和4年7月4日（東京地裁）<br>内田建設㈱<br>罰金100万円<br>同社代表取締役<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>罰金100万円<br>上記被告人2名から以下を没収<br>当該会社株式23株<br>預託金返還請求権のうち102万6,230円<br>上記被告人2名から連帯して<br>追徴金2,524万2,710円<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判　　決 |
|---|---|---|---|---|
| 212 | 令和４年３月16日 | 金商法第158条等<br>（偽計） | テラ㈱の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ㈱をして、虚偽の内容を含む公表を行わせた。<br><br>（嫌疑者）割当先取締役 | 令和5年3月24日（東京地裁）<br>割当先取締役 懲役3年（執行猶予5年）<br>令和5年10月6日（東京高裁）<br>割当先取締役 控訴棄却<br>（確定） |
| 213 | 令和４年３月23日 | 金商法第159条第3項等<br>（安定操作） | SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）当該証券会社<br>当該証券会社本部長<br>当該証券会社副本部長（2名）<br>当該証券会社社員（4名） | 令和5年2月13日（東京地裁）<br>当該証券会社<br>罰金7億円<br>追徴金44億7,114万2,420円<br>（注）214号事件と一括審理<br>当該証券会社副本部長（1名）<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（いずれも確定）<br><br>当該証券会社本部長<br>当該証券会社副本部長（1名）<br>当該証券会社社員（2名）<br>いずれも公判係属中（東京地裁） |
| 214 | 令和４年４月12日 | 金商法第159条第3項等<br>（安定操作） | SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。<br><br>（嫌疑者）当該証券会社<br>当該証券会社副社長<br>当該証券会社社員（3名） | 令和5年2月13日（東京地裁）<br>当該証券会社<br>罰金7億円<br>追徴金44億7,114万2,420円<br>（注）213号事件と一括審理<br>（確定）<br><br>当該証券会社副社長<br>当該証券会社社員（1名）<br>いずれも公判係属中（東京地裁） |
| 215 | 令和４年６月３日 | 金商法第167条の2第2項<br>同法第167条第１項第６号等<br>（内部者取引） | ソフトブレーン㈱の株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、知人らに、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた当該知人らが、その公表前に同社株券を買い付けたほか、別の知人と共謀の上、その公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）当該会社内部監査室長<br>会社役員<br>接客業<br>税理士 | 令和4年6月22日（東京簡裁）<br>接客業 罰金100万円<br>追徴金884万3,400円<br>（略式命令）<br>令和4年10月24日（東京地裁）<br>税理士 懲役1年6月（執行猶予3年）<br>追徴金1,212万8,485円<br>令和4年12月9日（東京地裁）<br>当該会社内部監査室長<br>懲役3年（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金3,225万2,400円<br>令和4年12月27日（東京地裁）<br>会社役員 懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金1,738万円<br>（いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 216 | 令和４年12月１日 | 金商法第167条第１項第６号<br>同法第167条の2第2項等<br>（内部者取引） | 東都水産㈱の社外取締役が、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同事実を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）三印三浦水産㈱<br>同社代表取締役専務（当該会社社外取締役） | 令和5年6月13日（函館地裁）<br>三印三浦水産㈱<br>罰金100万円<br>同社代表取締役専務<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>上記被告人2名から以下を没収<br>当該会社株式8,000株<br>（いずれも確定） |
| 217 | 令和４年12月６日 | 金商法第166条第１項第５号<br>同法第167条の2第1項等<br>（内部者取引） | ㈱Aimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同重要事実等を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員<br>当該会社員の知人 | 令和5年6月8日（東京地裁）<br>会社員　懲役3年（執行猶予5年）<br>罰金400万円<br>追徴金1億7,657万4,930円<br>（注）219号事件と一括審理<br>令和6年2月20日（東京地裁）<br>当該会社員の知人<br>懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金300万円<br>追徴金5,855万9,300円<br>（いずれも確定） |
| 218 | 令和４年12月６日 | 金商法第166条第１項第５号等<br>（内部者取引） | ㈱Aimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 令和5年7月7日（東京地裁）<br>会社員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金１億7,122万9,870円<br>令和5年12月19日（東京高裁）<br>会社員　控訴棄却<br>令和6年4月12日（最高裁）<br>会社員　上告棄却<br>（確定）<br>（注）220号事件と一括審理 |
| 219 | 令和４年12月26日 | 金商法第166条第１項第５号<br>同法第167条の2第1項等<br>（内部者取引） | ㈱エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同重要事実等を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 令和5年6月8日（東京地裁）<br>会社員　懲役3年（執行猶予5年）<br>罰金400万円<br>追徴金1億7,657万4,930円<br>（確定）<br>（注）217号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 220 | 令和4年12月26日 | 金商法第166条第1項第5号等<br>（内部者取引） | ㈱エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 令和5年7月7日（東京地裁）<br>会社員　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>罰金200万円<br>追徴金1億7,122万9,870円<br>令和5年12月19日（東京高裁）<br>会社員　控訴棄却<br>令和6年4月12日（最高裁）<br>会社員　上告棄却<br>（確定）<br>（注）218号事件と一括審理 |
| 221 | 令和5年3月3日 | 金商法第167条第1項第1号等<br>（内部者取引） | 総合メディカルホールディングス㈱株券及び㈱スペースバリューホールディングス株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。<br><br>（嫌疑者）会社員 | 令和5年6月16日（東京地裁）<br>会社員　懲役2年（執行猶予3年）<br>罰金200万円<br>追徴金3,604万9,300円<br>（確定） |
| 222 | 令和5年6月6日 | 金商法第167条の2第1項等<br>（取引推奨） | ㈱アイ・アールジャパンホールディングスの連結業績予想値の下方修正の事実を職務に関し知り、あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、その事実の公表前に、2名に対し、同社の株券の売付けを勧めた。<br><br>（嫌疑者）当該会社代表取締役副社長 | 令和5年10月5日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役副社長<br>懲役1年6月（執行猶予3年）<br>（確定） |
| 223 | 令和5年10月31日 | 金商法第197条第1項第1号等<br>（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱プロルート丸光は、営業損益等が赤字であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、黒字であったなどと記載した虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。<br><br>（嫌疑者）当該会社<br>当該会社取締役会長<br>当該会社代表取締役社長<br>会社役員（3名） | 令和6年7月22日（東京地裁）<br>当該会社取締役会長<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>令和6年9月11日（東京地裁）<br>当該会社　罰金1,000万円<br>令和6年9月11日（東京地裁）<br>会社役員B　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>会社役員C　懲役2年6月（執行猶予4年）<br>（注）224号事件と一括審理<br>令和6年9月25日（東京地裁）<br>当該会社代表取締役社長<br>懲役2年（執行猶予4年）<br>（いずれも確定）<br><br>会社役員A<br>公判係属中（東京地裁）<br>（注）224号事件と一括審理 |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 224 | 令和5年11月20日 | 金商法第158条等<br>(風説の流布、偽計) | 筆頭株主法人の代表者らが、㈱プロルート丸光の株価の上昇を図る目的をもって、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた。<br><br>(嫌疑者)会社役員(3名) | 令和6年9月11日(東京地裁)<br>会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年)<br>会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年)<br>(いずれも確定)<br>(注)223号事件と一括審理<br><br>会社役員A<br>公判係属中(東京地裁)<br>(注)223号事件と一括審理 |
| 225 | 令和6年2月13日 | 金商法第159条第1項第1号等<br>(相場操縦) | ㈱ニチリョク株券の株価の高値形成を図ろうと企て、多数の異名義口座を用いて、多数回にわたる仮装売買のほか、馴合売買を行い、また、多数回にわたる買い上がり買付けなどを行った。<br><br>(嫌疑者)コンサルタント業 | 令和6年6月27日(大阪地裁)<br>コンサルタント業<br>懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金300万円<br>追徴金467万2,850円<br>(確定) |
| 226 | 令和6年6月4日 | 金商法第166条第1項第1号等<br>(内部者取引) | Abalance㈱の子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)当該会社執行役員 | 令和7年3月17日(東京地裁)<br>当該会社執行役員<br>懲役2年6月(執行猶予4年)<br>罰金250万円<br>追徴金1億307万円<br>公判係属中(東京高裁) |
| 227 | 令和6年12月23日 | 金商法第167条第1項第3号等<br>(内部者取引) | 三益半導体工業㈱ほか9社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)国家公務員(金融庁職員) | 令和7年3月26日(東京地裁)<br>国家公務員<br>懲役2年(執行猶予4年)<br>罰金100万円<br>売買代金債権479万3,700円相当没収<br>追徴金1,020万7,900円<br>(確定) |
| 228 | 令和6年12月23日 | 金商法第167条の2第2項<br>同法第167条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱ローソンほか2社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、利益を得させる目的をもって各事実を伝達し、伝達を受けた者が、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)取引所社員<br>会社役員 | 公判係属中(東京地裁) |
| 229 | 令和7年1月29日 | 金商法第166条第1項第4号<br>同法第167条の2第1項等<br>(内部者取引) | ㈱ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実(子会社の異動を伴う他社の株券取得についての決定)を知り、その公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、知人らに同重要事実を伝達し、伝達を受けた当該知人らが、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(札幌地裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|---|---|---|---|---|
| 230 | 令和7年1月29日 | 金商法第166条第1項第4号等<br>(内部者取引) | ㈱ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実(子会社の異動を伴う他社の株券取得についての決定)を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(札幌地裁) |
| 231 | 令和7年3月11日 | 金商法第166条第1項第4号等<br>(内部者取引) | ㈱オウケイウェイヴの預託金及びその運用益に係る払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、その公表前に、同社株券を売り付けた。<br><br>(嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(東京地裁) |
| 232 | 令和7年3月24日 | 金商法第167条第3項等<br>(内部者取引) | ㈱カッシーナ・イクスシーほか2社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。<br><br>(嫌疑者)信託銀行社員 | 公判係属中(東京地裁) |